

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省28-2-4)

施策名	2-4 IT		担当部局名	商務情報政策局		政策評価実施予定時期	平成29年8月	
施策の概要	日本再興戦略の柱の一つである「世界最高水準のIT社会の実現」に向け、オープンデータやビッグデータの利活用の促進、サイバーセキュリティ対策の強化などの政策を実施する。					政策体系上の位置付け	2 個別産業	
達成すべき目標	日本再興戦略の柱の一つである「世界最高水準のIT社会の実現」に向け、オープンデータやビッグデータの利活用の促進、サイバーセキュリティ対策の強化などの政策を実施し、世界最先端のIT活用社会を実現する。				目標設定の考え方・根拠	ITを活用した民間主導のイノベーションの活性化に向けて、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において、「世界最高水準のIT社会の実現」と記載されている。		
施策の予算額(執行額) (百万円)	26年度	27年度	28年度		施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略、世界最先端IT国家創造宣言、サイバーセキュリティ戦略		
	7,987 (7,488)	7,342 (6,991)	10,003					

【測定指標】

測定指標	基準値		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度				
1 法人ポータルへのデータ数	-	-	200,000	30年度	-	-	100,000	150,000	200,000	/	/	/	「世界最高水準のIT社会の実現」に当たっては、行政機関の保有するデータを誰もが利用できるオープンデータとして提供し、利活用を進めることが重要。そのため、世界最先端IT国家創造宣言(平成28年5月20日閣議決定)工程表において、「法人ポータル(仮称)」の構築を行うことや、平成30年1月以降、原則、法人に係る情報を公開する際には法人番号を併記することを目標として掲げていることを踏まえ設定。
2 解決に貢献したインシデント件数	3,000		10,000	30年度	6,000	10,000	10,000	10,000	10,000	/	/	/	「世界最高水準のIT社会の実現」に当たっては、サイバーセキュリティの強化が重要。サイバーセキュリティ戦略(平成27年9月4日閣議決定)の「国民・社会を守るための取組」を踏まえ設定。
					7,802	9,659	-	/	/	/			

【参考指標】

測定指標	基準値		見込み		年度ごとの実績値							参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
	基準年度	見込み年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
1 法人ポータルへのアクセス数(概数)	-	-	500,000	30年度	-	-	-	-	-	/	/	「世界最高水準のIT社会の実現」に当たっては、行政機関の保有するデータを誰もが利用できるオープンデータとして提供し、利活用を進めることが重要。関連予算事業(事業番号:0073)において、成果指標とされていることを踏まえ設定。
2 法人ポータルへのデータを活用したユースケースやサービス数	-	-	30	30年度	-	-	-	-	-	/	/	「世界最高水準のIT社会の実現」に当たっては、行政機関の保有するデータを誰もが利用できるオープンデータとして提供し、利活用を進めることが重要。関連予算事業(事業番号:0073)において、成果指標とされていることを踏まえ設定。

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成28年 行政事業 レビュー 事業番号
	26年度	27年度	28年度					
1 電子経済産業省構築事業 (事務費)	4,287 (3957)	4,244 (4054)	4,713	平成16年度	-	本事業により、効率的かつ安全な情報システムの整備を行い、日本再興戦略の柱の一つである「世界最高水準のIT社会の実現」に貢献する。	-	0068
2 サイバーセキュリティ経済 基盤構築事業	1,741 (1621)	1,773 (1640)	2,159	平成26年度	2	本事業でインシデントの解決に貢献し、深刻化が進むサイバー攻撃が我が国の国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことのないよう対応体制の強化を行い、サイバーセキュリティを高めることは、世界最先端のIT活用社会の実現につながるものである。	-	0069
3 我が国経済社会の情報 化・サービス化に係る基盤 整備	375 (368)	370 (329)	370	平成21年度	1	本事業ではIT・サービスに係る情報収集と分析を行い、これら調査結果を公表することで、公共データの公開データを拡大する	-	0070
4 IoT推進のための新ビジネス 創出基盤整備事業	-	0 (0)	1,120	平成27年度	1.2	本事業では、IoTを活用した新ビジネス創出に向けた実証を行うものであり、その一つの効果として、新たな公共データの創出や一部のオープンデータ化が期待されるもの。また、セキュリティ対策に関する実証も併せて実施することから、測定指標の目標値達成に寄与するものと見込んでいる。	-	0071
5 電子経済産業省構築事業	210 (178)	186 (179)	186	平成16年度	1	データカタログサイトのアクセス数やデータダウンロード数は、国民からのオープンデータへの関心を示す指標となることから、これらが引き続き高いことを確認することにより、公共データの公開を一層促進させることに資すると見込まれる。また、法人ポータル構築に係る実証事業において、法人関連語彙を整備するとともに、法人情報のオープンデータ化を図っていることから、法人ポータルのデータ数を増加させることは、情報連携用語彙の実証や、公共データの公開データセット数の増加に寄与するものである。	-	0073
6 旅費等内部管理業務共通 システムの最適化事業(事務 費)	1,174 (1154)	636 (632)	620	平成21年度	-	日本再興戦略の柱の一つである「世界最高水準のIT社会の実現」や世界最先端IT国家創造宣言(平成28年5月20日閣議決定)では行政のIT化と業務改革に取り組むこととされており、本事業における各府省等で共通する旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務に係る府省共通システムの開発・導入促進を通じて、ITを活用した簡素で効率的な行政運営を推進し、IT活用社会の実現を図るものである。	-	0074
7 IoT推進のための新産業モ デル創出基盤整備事業	-	-	700	平成28年度	1.2	本事業では、IoTを活用した新ビジネス創出に向けた実証を行うものであり、その一つの効果として、新たな公共データの創出や一部のオープンデータ化が期待されるもの。また、セキュリティ対策に関する実証も併せて実施することから、測定指標の目標値達成に寄与するものと見込んでいる。	-	新28-0004
8 情報処理の促進に関する 法律	-	-	-	昭和45年度	-	本法律は、電子計算機の高度利用及びプログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、並びに情報処理サービス等の育成のための措置を講ずること等によつて、情報化社会の要請にこたえ、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	-	-

9	電子署名及び認証業務に関する法律	-	-	-	平成12年度	2	本法律は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	-	-
10	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	-	-	-	平成11年度	2	本法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	-	-
11	コンピュータウイルス対策基準	-	-	-	平成7年度	2	本基準は、コンピュータウイルスに対する予防、発見、駆除、復旧等について実効性の高い対策をとりまとめることにより、システムユーザ、コンピュータ管理者、ソフトウェア供給者、ネットワーク事業者、システムサービス事業者の各主体におけるコンピュータウイルス対策の向上を図り、もって高度情報通信ネットワークの安全性の確保に資することを目的とする。	-	-
12	コンピュータ不正アクセス対策基準	-	-	-	平成8年度	2	本基準は、コンピュータ不正アクセスによる被害の予防、発見及び復旧並びに拡大及び再発防止について、企業等の組織及び個人が実行すべき対策をとりまとめることにより、システムユーザ、システム管理者、ネットワークサービス事業者、ハードウェア・ソフトウェア供給者の各主体における不正アクセス対策の向上を図り、もって高度情報通信ネットワークの安全性の確保に資することを目的とする。	-	-
13	ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準	-	-	-	平成16年度	2	本基準は、ソフトウェア等に係る脆弱性関連情報等の取扱いにおいて関係者に推奨する行為を定めることにより、脆弱性関連情報の適切な流通及び対策の促進を図り、コンピュータウイルス、コンピュータ不正アクセス等によって不特定多数の者に対して引き起こされる被害を予防し、もって高度情報通信ネットワークの安全性の確保に資することを目的とする。	-	-
14	情報セキュリティ管理基準	-	-	-	平成15年度	2	本基準は、組織体が効果的な情報セキュリティマネジメント体制を構築し、適切なコントロールを整備、運用するための実践規範である。	-	-
15	情報セキュリティ監査基準	-	-	-	平成15年度	2	本基準は、情報セキュリティ監査業務の品質を確保し、有効かつ効率的に監査を実施することを目的とした監査人の行為規範である。	-	-